



<編集・発行>

浦川原区総合事務所

〒942-0393 上越市浦川原区釜淵5番地

TEL 025-599-2301 FAX 025-599-2225

E-mail:uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/uragawara-ku/>

# 浦川原区総合事務所からの ～お知らせ～

浦川原区からのお知らせは上越市HP上でカラーでご覧いただけます

2020年10月号



## 地域で イノシシ捕獲へ 浦川原区内に“箱わな”を2基設置



“箱わな”の設置（東俣地内）



“箱わな”の組立て（杉坪地内）

浦川原区では近年、イノシシによる農作物被害を始め、道路の法面や住宅地周辺などの掘り起こし被害の発生が多くなっています。

市では、これまでも有害鳥獣の駆除を実施していますが、イノシシ被害の相談件数は増加の傾向をたどっていることから、農作物被害を防止するための電気柵の設置と併せ、イノシシの個体数を減らす新たな取組として、市で組織する「鳥獣被害対策実施隊」と浦川原区の地域の皆さんの協力をいただいて、イノシシを捕獲するための“箱わな”を東俣地内と杉坪地内に8月22日（土）に設置しました。

また、浦川原区内の町内会を通じて、イノシシの生態に関する講習会や、効果的な電気柵の設置方法の研修会を計画しています。

これまでに被害が出ていない地域でも、今後、被害が生じる区域の拡大が懸念されることから、総合事務所では、地域ぐるみでのイノシシ被害を防ぐ取組が広がっていくよう、支援していきます。

◆問合せ…産業グループ ☎599-2302

# 国勢調査2020

～ 国勢調査へのご協力をお願いします ～

本年は、5年に1度の国勢調査の実施年であり、1920年（大正9年）の調査開始から100年となる節目を迎えます。国勢調査は、未来をつくる日本で最も重要な統計調査ですので、調査への御理解と御協力をお願いします。

本年の国勢調査では、国勢調査員が9月中旬から各ご家庭を訪問し調査書類を配布しますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、調査の趣旨等の説明はなるべくインターホン越しに行い、調査書類は郵便受け・ドアポストなどに入れて配布します。ご不在の場合は、直接、郵便受けなどに入れさせていただきます。対面での説明が必要となる場合は、調査員がマスクを着用し簡潔に行います。なお、調査員は、なるべく地域に詳しい人をお願いしていますが、同じ町内の人とは限りません。

調査への回答は、10月7日（水）までに、なるべくインターネット（パソコン・スマートフォン）でお願いします。この場合は、国勢調査員が調査票回収のために訪問することはありません。

※郵送による回答も可能ですので、ご利用ください。



◎便利なインターネット回答をぜひご検討ください

インターネット回答には、このような利点があります。

- 10月7日までは、24時間いつでも回答ができます。
- 紙の調査票の提出は不要となり、調査員が直接回収にうかがうことはありません。
- 国に直接回答が送信されるため、回答内容が調査員に見られることはありません。

◎国勢調査に基づく当区の人口推移（2000年（平成12年）までは10年ごとに表記）

西暦(年)	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2005	2010	2015
人口(人)	7,827	7,029	5,810	4,980	4,526	4,202	4,032	3,769	3,422

◆問合せ…総務・地域振興グループ ☎599-2301

## 浦川原区の人口・世帯数

令和2年9月1日現在（ ）は前月比較

人口：3,188人（-4）  
男：1,581人（-2）  
女：1,607人（-2）  
世帯数：1,140戸（±0）



◆問合せ…市民生活・福祉グループ ☎599-2304

# 野外焼却（いわゆる野焼き）は禁止されています

廃棄物の野外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、原則禁止とされています。野焼きは、環境被害をもたらすとされているダイオキシン類の発生につながるだけでなく、火災の発生や煙害により地域の皆さんにも迷惑がかかるので、絶対にやめましょう。

また、ドラム缶焼却や地面に穴を掘っての焼却、違法な焼却炉などによる焼却行為も野焼きと同様に廃棄物処理法で禁止されています。

違反した場合は、罰則（5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはこの併科）が課されることがあります。

## ○例外として認められている野外焼却

- ・ 国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却
- ・ 災害予防、応急対策または復旧のための必要な焼却
- ・ 農林漁業のためのやむを得ない焼却（害虫駆除など）
- ・ 風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却（さいの神など）
- ・ 日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却（キャンプファイヤーなど）



◆問合せ…市民生活・福祉グループ ☎599-2304

## ～健康情報～

### <浦川原区健診日程>

日程	会場	予約受付開始日
10月10日(土)午前・午後	浦川原体育館	9月25日(金)
10月11日(日)午前・午後		
10月23日(金)午前	浦川原保健センター	10月9日(金)

受診を希望される方は、予約受付開始日以降に予約先までご連絡ください。

#### 【予約先】

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

・ 健診予約専用ダイヤル

☎025-521-6231

☎025-521-6233

・ 市民生活・福祉グループ

☎599-2304



#### 【受診時の注意点】

○受診する際は、予約した受付時間を守ってください。

○事前に送付されている書類を確認し、必要事項を記入の上必ず持参してください。

○健康保険証を忘れないようにしてください。

◆問合せ…市民生活・福祉グループ

☎599-2304

### <献血のお知らせ>

#### ～皆様のご協力をお願いします～

○と き…10月14日(水)

○受 付…午前10時～11時

○と ころ…浦川原コミュニティプラザ  
2階 市民サロン

◆問合せ…市民生活・福祉グループ

☎599-2304



### 市税などの納期

納期限…11月2日(月)

※納め忘れのないようにお願いします。

■市・県民税(第3期)

■国民健康保険税(第4期)

■後期高齢者医療保険料(第4期)

■介護保険料(第7期)

■国民年金保険料(9月分、後期前納)

◆問合せ…市民生活・福祉グループ

☎599-2304

## 高田図書館浦川原分館インフォメーション

### 「新刊情報」

- ・別れに苦しむ、あなたへ。  
(Tomy) 【カウンセリング】
- ・いちばんやさしい自宅トレBOOK  
(中野 ジェームズ修一) 【スポーツ】
- ・女だてら  
(諸田 玲子) 【小説】
- ・大迫力！世界の都市伝説大百科  
(朝里 樹) 【伝説】
- ・つかまえた  
(田島 征三) 【絵本】

### 「貸出実績」

- ・8月の実績：293人／892冊  
※個人・団体含む



### 「ご利用時間・休館日」

- ・火～金曜日…午前10時～午後7時
- ・土・日・祝日…午前10時～午後6時
- ・10月の休館日…5日、12日、19日、26日
- ◆問合せ…高田図書館浦川原分館 ☎599-2830

### 「おはなし会のお知らせ」

- 〈おとぎのへや〉  
とき：10月3日(土)  
午前10時30分～11時30分  
対象：小学生以下のお子さん  
※次は11月7日(土)だよ！  
毎月第1土曜日に開催しています。  
(12月、1月は除く)

### 〈おはなし会1・2・3〉

- とき：10月17日(土)  
午前11時～11時20分  
対象：3歳以下のおさんと保護者  
※次回は11月21日(土)だよ！  
毎月第3土曜日に開催しています。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となる場合があります。ご了承ください。

開催場所：高田図書館浦川原分館  
おはなしスペース

### 交通事故に注意しましょう

10月1日(木)から10月31日(土)までの間、高齢者交通事故防止運動が実施されます。夕暮れが早まるにつれ、高齢者が被害者となる交通事故、また、高齢運転者による交通事故が増加する傾向にあります。交通事故に遭わない、起こさないために十分ご注意ください。



### 【スローガン】

ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪

(運動の重点)

- ①高齢運転者の交通事故防止
- ②道路横断時の安全確認と夜光反射材の積極的な活用
- ③早めのライト点灯とこまめな切替え

◆問合せ…総務・地域振興グループ

☎599-2301



### し尿収集のお知らせ

希望する場合は、早めにお電話ください。

○収集日…10月23日(金)

11月 2日(月)

◆申し込み先…(株)環境サービス

☎599-2527

### 休日にマイナンバーカードの申請等を受け付けます

- 受付内容…マイナンバーカードの申請や交付、カードの更新
- 受付日…10月10日(土)、25日(日)の午前9時から
- 申込方法…事前の予約が必要です。受付日直前の金曜日午後5時までに電話で予約してください。  
※予約がない場合、窓口は開設しません。
- 持参するもの…
  - (1) 申請、交付時の本人や依頼者等の確認書類
    - ①公が発行する顔写真付き免許証等(運転免許証・旅券・障害者手帳)の場合…1点
    - ②上記①以外の場合…2点(イの2点またはイとロの各1点)
      - イ)健康保険・介護保険・各種年金証書等
      - ロ)診察券・キャッシュカード・社員証・上越市子ども医療資格証等
    - ③法定代理人(親権者)の場合は免許証等の他にイの1点
  - (2) 更新時の確認書類  
マイナンバーカード(暗証番号を忘れた場合は免許証等も必要)
- ◆問合せ…市民生活・福祉グループ  
☎599-2304